

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業の事業計画を変更しましたので、都市再開発法第56条において準用される同法第54条第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成18年1月23日

京都市長 榊本頼兼

1 市街地再開発事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業

2 施行者の名称

京都市

3 事業施行期間

平成16年2月12日から平成21年3月31日まで

4 施行地区

京都市右京区太秦下刑部町及び同区太秦安井松本町の各一部

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所内

6 事業計画の決定公告年月日

平成16年2月12日

7 事業計画変更の年月日

平成18年1月17日

(建設局都市整備部拠点整備課)